

平成27年（サ）第4号 移送申立て事件

（基本事件 平成26年（ハ）第184号 不当利得返還請求事件）

決 定

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

申立人（被告） アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福田 吉 孝

静岡県伊東市 [REDACTED]

相手方（原告）

同訴訟代理人司法書士 三 岡 陽

上記当事者間の上記基本事件について、申立人から移送の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件移送申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

申立人は、民事訴訟法18条に基づき、「本件を静岡地方裁判所沼津支部へ移送する。」との裁判を求め、その理由は別紙1の「移送申立書」写しの「申立ての理由」欄記載のとおり主張し、これに対し、相手方は、別紙2の『被告の平成27年3月17日付「移送申立書」に対する意見書（以下「意見書」という。）』写しの「意見の理由」欄記載のとおり主張して、移送申立ての却下の裁判を求めた。

第2 当裁判所の判断

1 本件の基本事件（以下「本件訴訟」という。）は、相手方が平成17年7月

5日申立人から金員を借入れ、平成23年11月16日まで継続的に金銭消費貸借取引を行ったところ、当該取引を利息制限法の制限利率により引き直して計算すると101万5038円の過払いが生じているとして、申立人に対し不当利得返還請求権に基づき上記過払金と遅延損害金の支払いを求めた事案である。

なお、本件訴訟が当裁判所に係属する以前に、前記金銭消費貸借取引に関して、申立人を原告、相手方を被告として静岡地方裁判所沼津支部に「原告の被告に対する過払金債務が、51万7513円を超えて存在しないことを確認する。」債務不存在確認請求事件が係属している（移送申立書添付疎乙1（別紙3の訴状写し））。

2 申立人は、民事訴訟法18条に基づき、「本件を静岡地方裁判所沼津支部へ移送する。」との裁判を求めているが、同条には、簡易裁判所は、管轄のある事件についても相当と認めるときはその所在地を管轄する地方裁判所へ訴訟を移送することができると定めている。そして、相当と認めるかどうかの一般的な判断基準としては、簡易な手続による迅速な紛争解決を旨とする（同法270条）簡易裁判所の訴訟手続になじむ事件であるかどうかという基準が立てられよう。相当性判断の基準の内容を、事件の種類・内容の面と、審理の見通しの面から具体的に検討すると、次のようなことが考えられる。

(1) 事件の種類・内容については、①高度の法律解釈（例えば憲法問題等）が問題となっている事件、②行政処分の効力に関する争いが争点にかかわる事件、③背景に集団的労働関係紛争が内在していると思われる事件、④医療過誤、薬害、食品公害等専門知識を要する特殊損害賠償事件、⑤国家賠償請求事件、⑥破産法上の否認事件、⑦親族相続をめぐるトラブルから派生していると思われる事件等は、地方裁判所においても、合議体で審判するのが相当と解される事件も含まれるとみられ、単独体しかない簡易裁判所において簡易・迅速な手続で審理するにはなじまないものといえよう。

(2) 審理の見通しの面では、①地方裁判所に関連事件が係属していて進行等に配慮すべき事件、②法廷警備を要する事件、③速記・通訳を要する事件、④争点が複雑、多岐にわたり、争点整理に数期日を要すると見込まれる事件、⑤複雑の人証取調べが必要で、かつ、その取調べに数期日を要し、供述調書作成省略の運用が相当でない事件等は、やはり簡易裁判所における簡易・迅速な手続での審理にはなじまないものといえよう（加藤新太郎編「簡裁民事事件の考え方と実務」〔第4版〕51頁）。

3 そこで、本件訴訟について、相当性判断の基準の内容を、前記第2の2の(1)の事件の種類・内容の面と、同第2の2の(2)の審理の見通しの面から具体的に検討することにする。

(1) 事件の種類・内容の面について

本件訴訟については、相手方が契約上の期限の利益を喪失していると評価されるか否か、また、期限の利益を喪失している場合の遅延損害金の算入について、いずれの計算方法を採用するかといった判断をする必要があり、この争点については、申立人の他の過払金返還請求事件においても、各裁判所において判断が分かれているところであって、裁判所の判断が必ずしも統一されているとまではいえない。したがって、最高裁判所の各判例等との関係において解釈する必要も否定できず、その判断は必ずしも容易であるとまでいえない（移送申立書「申立ての理由」第2の1）と申立人は主張する。一方、相手方は、前記第2の1の金銭消費貸借取引に関する両者間の取引記録や契約書といった各書面のみが書証として考え得る程度であるからして、地方裁判所に限らず、簡易裁判所においてもまったくつつがなく審理を行うことができるのは明白である（意見書、意見の理由2(1)）と主張する。

ところで、申立人が主張する、期限の利益喪失と遅延損害金発生の問題については、裁判例、学説もあり（名古屋消費者信用問題研究会監修、瀧 康暢編著「過払金返還請求 全論点網羅2013」, 334頁以下）、相手方が

期限の利益喪失の主張を封じるどのような法律構成を主張するかは定かではないが、相手方が主張するように、前記第2の2の(1)に掲げられているような地方裁判所においても、合議体で審判するのが相当と解されるような事件とは解されない。

(2) 審理の見通しの面について

静岡地方裁判所沼津支部にすでに本件の関連事件（債務不存在確認請求事件）が係属している場合には、一般的には、判断の抵触を避ける意味からいって、本件訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に移送すべきであるところ、静岡地方裁判所沼津支部で第1回口頭弁論期日を平成27年2月27日午後1時15分に指定されたが、この口頭弁論期日は取り消され、現在、次回期日は追って指定となっており、審理が行われていない（移送申立書「申立ての理由」第1の1）。そうすると、本件訴訟が当裁判所での審理を経て確定する（控訴、上告が考えられる。）と、静岡地方裁判所沼津支部では債務不存在確認請求事件を不適法却下することになり、改めて債務不存在確認請求事件について判断することはないので、矛盾する判断はされないといえる。

- 4 以上のとおりであるから、申立人の本件移送申立ては相当と認めることができないので、本件訴訟を当裁判所で審理することとして、主文のとおり本件移送申立てを却下する。

平成27年4月7日

熱海簡易裁判所

裁判官 佐々木 次郎

これは謄本である。
平成27年4月7日
熱海簡易裁判所
裁判所書記官

荒井 園 絵



平成 26 年 (ハ) 第 184 号 不当利得返還請求事件

原告

被告 アイフル株式会社



移送申立書

平成 27 年 3 月 17 日

熱海簡易裁判所 民事立会係 御中

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

アイフル株式会社

代表者代表取締役 福田 吉孝

(送達場所) 〒525-8530 滋賀県草津市西大路町 1-1

アイフル株式会社アシストセンター

TEL 077-503-7100

FAX 077-503-1051

申立ての趣旨

本件を 静岡地方裁判所沼津支部 へ移送する
との裁判を求める。

申立ての理由

第 1 別訴として債務不存在確認請求訴訟を提起していること

- 1 そもそも、被告は、平成 26 年 12 月 19 日付、静岡地方裁判所沼津支部に対し、原告を相手方とする債務不存在確認請求訴訟を提

起（以下、「前訴」という）したところ、同裁判所は、訴状を平成26年12月24日に受理した後（平成26年（ワ）第619号）、第1回口頭弁論期日（平成27年2月27日 午後1時15分）を指定した。なお、この口頭弁論期日は取り消されており、現在、次回追って指定となっている。

2 他方、原告は、平成26年12月22日、御庁に対し、被告を相手方とする不当利得返還請求訴訟を提起（以下、「後訴」という）したところ、御庁は、訴状を平成26年12月25日に受理した後、第1回口頭弁論期日（平成27年2月4日、午前10時30分）を指定した。なお、この口頭弁論期日は取り消されており、現在、次回追って指定となっている。

3 そして、前訴は、「確認訴訟」であるのに対し、後訴は、「給付訴訟」であるため、両者の訴訟類型は相違するが、両事件とも、原告が「甲1号証」として御庁に提出している取引計算書記載の取引から発生した原告の被告に対する不当利得返還請求権を訴訟物としているため、二重起訴の禁止規定（民事訴訟法142条）に抵触する。その結果、御庁は、本来、原告の訴えを却下すべきであるところ、前訴の受訴裁判所へ頭書事件を移送した後、両事件が併合審理される限り、相手方（被告）の応訴の煩を回避し得ると共に、判決内容の矛盾抵触を防止し得るうえ、却って訴訟経済の要請にも適合する。よって、原告の訴えを却下することなく、頭書事件を前訴の受訴裁判所である静岡地方裁判所沼津支部へ移送すべきと解する。

第2. 移送先を前訴の受訴裁判所とすることについて

1 確かに、二重起訴の禁止（民事訴訟法142条）に抵触することを回避する方法には、先に述べた方法のほか、前訴を御庁へ移送した上、両事件を併合審理する方法も認め得る。

しかしながら、次に述べるとおり、後訴を前訴へ移送することが「訴訟の遅延」を回避し得る上、「当事者間の衡平を確保し得るものと解する。

前訴において被告（前訴原告）は、原告被告間の取引経過の中で、

原告（前诉被告）が契約上の期限の利益を喪失しているものとして再計算を行い、その結果、被告の原告に対する過払金返還債務が、金517,513円を超えて存在しないことの確認を求めている（疎乙1）。

すなわち、原告被告間の取引について、原告が契約上の期限の利益を喪失しているか否か、また期限の利益を喪失している場合の遅延損害金の算入について、いずれの計算方法を採用するかといった判断をする必要があり、この争点については、被告の他の過払金返還請求事件においても、各裁判所において判断が分かれているところであって、裁判所の判断が必ずしも統一されているとまではいえない。

したがって、最高裁判所の各判例等との関係において解釈する必要なども否定できず、その判断は必ずしも容易であるとはいえない。これは、簡易な手続により迅速に紛争を解決することを目的とする簡易裁判所の審理手続に適していないと考えられる。

そして、簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、「相当と認めるとき」は、その所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる（民事訴訟法18条）ところ、その「相当と認めるとき」とは、事件が複雑で地方裁判所の手続により慎重な審判を適当とする場合が挙げられる。

前訴においては、前述のとおり、少なくとも、原告が契約上の期限の利益を喪失しているか否かという大きな争点があり、緻密な事実認定および法的判断が要求され、他の同種事件への影響も小さくないところ、事件が複雑であって、簡易裁判所よりも地方裁判所の手続による慎重な審理こそ適当とする場合といえる。

なお、本件と同種の移送事件である水戸簡易裁判所平成27年2月3日決定（疎乙2）においても、被告の上記主張と同様の判断を行い、民事訴訟法18条に基づく地方裁判所への裁量移送を認めている。

第 3 . 結 論

上述の理由により，当事者間の衡平に照らし，民事訴訟法 18 条に基づき，前訴の受訴裁判所へ移送されるべきであり，被告は，原告の被告に対する不当利得返還請求訴訟を静岡地方裁判所沼津支部へ移送することを求める。

以上

添 付 書 類

- 1 疎乙 1 訴状（債務不存在確認請求事件）（写し）
- 2 疎乙 2 水戸簡易裁判所平成 27 年 2 月 3 日決定（写し）



熱海簡易裁判所 民事立会係 御中

平成27年(サ)第4号(基本事件:平成26年(ハ)第184号)

相手方(原告)

申立人(被告) アイフル株式会社

被告の平成27年3月17日付「移送申立書」に対する意見書

平成27年3月19日

原告訴訟代理人 司法書士 三岡 陽



意見の趣旨

本件移送申立を却下する、との決定を求める。

意見の理由

1. 移送申立書「第1. 別訴として債務不存在確認訴訟を提起していること」について

- (1) そもそも、過払い金返還請求を訴訟する前提として実務上、債権者(本訴における原告)は金融業者(本訴における被告)に対して取引記録の開示を請求する。当然ながら金融業者から取引記録が開示されないことには、債権者は過払い金を計算することができず、本訴のごとき過払い金返還請求訴訟を提起することはできない。
- (2) ところで、被告(本件移送申立人会社)はその意見書において、静岡地方裁判所沼津支部平成26年(ワ)第619号(以下、「別訴」という。)を「前訴」、御庁平成26年(ハ)第184号(以下、「本訴」という)を「後訴」としている。(1)で述べたとおり、取引記録を保管している金融業者が、債権者よりも先に別訴のような訴訟を提起できるのは当然であるからして、別訴に送れること「わずか一日遅れ」で御庁に受け付けられた本訴を提起した原告(本件移送申立事件相手方)にとって、別訴はまさに「青天の霹靂」であり、もちろん「二重起訴を提起した」などという意図は持っていないし、本訴は「後訴」と言われる所以のないものである。
- (3) また、前訴の訴状には平成27年12月19日付という、静岡地方裁判所沼津支部において実際に受付された日付よりもかなり前倒しされた日付が記載されている。そこからは、別訴を、強引にでも「前訴」として扱ってもらえるような「工夫」(換言すれば、インチキ)が被告により施されていることが容易に想像でき、被告アイフルの反社会性・違法性を十分うかがい知ることができる。
- (4) 以上から、本訴は「後訴」ではないし、したがって被告の主張する「二重起訴の禁止」に抵触するものでもない。むしろ、実質的に同禁止規定に触れるのは、別訴のほうである。

2. 移送申立書「第2. 移送先を受訴裁判所とすることについて」について

(1) いわゆる本訴のような「過払い訴訟」において、実質的な争点はもはや皆無であることは、我国において周知のことであり、本訟においても実質的な争点など存在しないと原告代理人は考えるが、(百歩譲って)仮に、被告が述べるように『期限の利益を喪失しているか否か』が本件訴訟の争点であったとしても、その審理における証拠方法としては、本件金銭消費貸借契約に関する両者間の取引記録や契約書といった各書面のみが書証として考え得る程度であるからして、地方裁判所に限らず簡易裁判所においてもまったくつつがなく審理を行うことができるのは明白である。事実、全国各地の簡易裁判所はもちろん、御庁においても、種々の争点を含む数々の過払い訴訟事件について、今までに幾多の素晴らしい裁判例が築き上げられてきた。つまり、被告が述べているような「簡易裁判所の審理手続に適さない」などということはない。

(2) 原告は静岡県伊東市()に在住する個人である。原告の住居から熱海簡裁までは車で所有時間約45分、距離にして約30⁺であるが、静岡地方裁判所沼津支部(以下、地裁沼津という。)は原告住居から車で約1時間15分、距離にして約50⁺という遠距離に位置する。また、本件は本来、「簡裁案件」であるから司法書士を代理人に立て、原告本人の出廷は不要であるはずだったところ、本件移送申立が許されることになれば、本件が地裁沼津に係属することにより司法書士は不当に代理権を喪失し、原告としてはわざわざ仕事を休んで自ら地裁沼津に赴く必要が生じる。

一方、被告は全国各地に支店を有する会社組織であって、受訴裁判所が熱海簡裁であろうとあるいは地裁沼津であろうと、経済上の負担はさして変わらないし、万が一多少の負担増があったとしても、原決定による移送によって抗告人の被る負担の比ではないことは明らかである。

よって、「当事者間の衡平を図る」という観点からは、むしろ熱海簡裁において審理を続行すべきであることは、火を見るよりも明らかである。

3. 被告が別訴として提起した債務不存在確認訴訟の不当性・違法性について

(1) 疎乙1を見るに、別訴の『訴訟物の額』が160万円とあるが、そもそもこの算定が明らかに間違っている。

(2) 疎乙1には「一般に、借主は、可及的に利得金額が多額となる計算方法を採用しようとするため」とある。だとすれば、借主により「可及的に利得金額が多額となる計算方法」に基づき算出された金額と、貸主により「可及的に利得金額が少額となる計算方法」に基づき算出された金額(51万7513円)との差額が、別訴における訴訟物の価格となるはずである。

(3) 本件における『借主により「可及的に利得金額が多額となる計算方法」に基づき算出された金額』は、当然ながら本件訴状の「計算書」のとおり金額(101万

5038円 また、これは被告においても事前に容易に把握・算出できるはずである。) であるからして、別訴における訴訟物の価格は49万7525円となる。つまり、別訴は「簡裁管轄」事件なのである。

- (4) 被告が、別訴における訴訟物の価格を160万円というデタラメな金額に設定した理由は、別訴そしてひいては本訴を、いわゆる「地裁案件」として扱うことで、原告代理人司法書士の代理権外の事件としようという意図が見受けられる。
- (5) 原告は、法律に基づき、法律の専門家である司法書士を本訴の原告訴訟代理人とすることで、あらゆる意味で本件訴訟進行を有利に進めようとしていた。また、一般的に、簡裁管轄事件における当事者は、司法書士等を代理人に据えることにより、相手方あるいは裁判所からの連絡や文書の送達等の受け取りといった煩わしさから逃れることを期待しているわけであるが、相手方はこうした事情を知りながら、別訴を地裁沼津支部に提起し、原告本人に直接、別訴訴状が送達されることにより、原告本人の動揺を誘う意図があったことも明白である。
- (6) このような、「嫌がらせ」とも言うべき被告の一連の行為は、憲法によって保障されている原告本人ら一般人の、平穩に裁判を受ける権利等を脅かす反社会的なものであるからして、明らかに不当であり、極めて違法性の高いものである。
- (7) また、万が一、今般、本訴が地裁沼津支部へ移送されるようなことがあれば、アイフルが如き反社会性を帯びた金融業者による被告アイフルと同じような手法が横行し、国が法律により認定司法書士に授権したいわゆる簡裁代理権は空洞化し、私たち一般市民の法的生活における利便性が著しく減退することは自明の理である。
- (8) もっといえば、全国各地の簡易裁判所の存在意義すら危うくすることになり、憲法で保障された「三審制」をも脅かす暴挙である。
- (9) 以上から、本件移送申立は、全国の簡易裁判所の誇りにかけて、御庁において断固却下すべきである。

4. 結論

縷々述べてきたとおり、申立人会社の主張は明らかに失当であるから、本件移送申立を却下する、との決定を求める。

以 上

訴 状

平成26年12月19日

静岡地方裁判所沼津支部 御中

〒600-8420 京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

原 告 アイフル株式会社

上記代表者代表取締役 福田 吉孝



(送達場所) 〒525-8530 滋賀県草津市西大路町1-1

アイフル株式会社アシストセンター

電 話 077-503-7100

FAX 077-503-1051

〒41

静岡県伊東市

被 告

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3,000円

請求の趣旨

- 1 原告の被告に対する過払金債務が、金517,513円を超えて存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は貸金業者である。
- 2 被告は原告と金銭消費貸借取引をしていた者である。

第2 原告と被告との金銭消費貸借契約

原告は、平成17年 7月 5日、被告()から借入申込みを受け、金銭消費貸借基本契約を締結し、以降、別紙計算書のとおり取引をした。

第3 過払金の額について

原告被告間の契約では、支払期日に利息又は元金の支払を怠った時点で、被告は期限の利益を喪失することを謳っており、被告は平成18年 8月 1日時点で本件取引の期限の利益を喪失している。

よって、その後の取引全てに対し発生する遅延損害金を含めて再計算すれば、別紙計算書のとおり、過払金が生じることとなる。

したがって、原告は、被告に対し、本件取引における原告の被告に対する不当利得返還債務が、金517,513円を超えて存在しないことの確認を求める。

第4 訴え提起に至る事情

- 1 原告は、被告代理人から取引履歴の開示請求をうけたことによって、原告被告間の取引に対し被告が利息制限法の適用を求める意思のあることを知った。
- 2 被告の計算方法により、本件取引を利息制限法所定利率にて引直計算したうえで過払金が発生しているとして、過払金請求がなされたか否かを問わず、支払日時点において、一般に、借主は、可及的に利得金額が多額となる計算方法を採用しようとするため、可及的に利得金額が少額となる計算方法を採用しようとする原告との計算結果に開きが生じ、請求金額が原告(貸主)と被告(借主)の間の任意交渉に委ねれば、早期の紛争解決を期待することが困難である。

ただし、原告は債務額を支払う準備はあり、被告の利益を考えたうえでも、公正・中立的な裁判所の判断に委ねることにより、早期の紛争解決を図るため、本訴訟に及んだ次第である。

以上

別紙計算書

会員No: 00000000

ページ 1

(制限版・過払利息充当無)

平成26年12月19日作成

貸付日 入金日	貸付金	入金額	経過 日数	内、 通常 日数	通常 利率 (年・%)	利 息	未収利息	内、 遅延 日数	遅延 利率 (年・%)	損害金	未収 損害金	元金充当	元金残高
H17/07/05	0	0		0	20.000	0	0		0.000	0	0	0	0
H17/07/05	40,000	0	0	0	20.000	0	0		0.000	0	0	0	0
H17/07/06	20,000	0	1	1	20.000	21	21		0.000	0	0	0	40,000
H17/07/07	0	19,800	1	1	20.000	32	0		0.000	0	0	0	60,000
H17/07/12	20,000	0	5	5	20.000	110	110		0.000	0	0	19,747	40,253
H17/07/14	30,000	0	2	2	20.000	66	176		0.000	0	0	0	60,253
H17/07/17	10,000	0	3	3	20.000	148	324		0.000	0	0	0	90,253
H17/07/17	10,000	0	0	0	18.000	0	324		0.000	0	0	0	100,253
H17/07/19	10,000	0	2	2	18.000	108	432		0.000	0	0	0	110,253
H17/07/19	10,000	0	0	0	18.000	0	432		0.000	0	0	0	120,253
H17/07/19	0	20,000	0	0	18.000	0	0		0.000	0	0	0	130,253
H17/07/23	10,000	0	4	4	18.000	218	218		0.000	0	0	19,568	110,685
H17/07/27	20,000	0	4	4	18.000	238	456		0.000	0	0	0	120,685
H17/07/27	0	20,000	0	0	18.000	0	0		0.000	0	0	0	140,685
H17/08/05	10,000	0	9	9	18.000	537	537		0.000	0	0	19,544	121,141
H17/08/11	0	10,000	6	6	18.000	388	0		0.000	0	0	0	131,141
H17/09/01	0	10,000	21	21	18.000	1,264	0		0.000	0	0	9,075	122,066
H17/09/02	30,000	0	1	1	18.000	55	55		0.000	0	0	8,736	113,330
H17/09/10	30,000	0	8	8	18.000	565	620		0.000	0	0	0	143,330
H17/09/11	10,000	0	1	1	18.000	85	705		0.000	0	0	0	173,330
H17/09/12	10,000	0	1	1	18.000	90	795		0.000	0	0	0	183,330
H17/09/25	20,000	0	13	13	18.000	1,239	2,034		0.000	0	0	0	193,330
H17/09/26	30,000	0	1	1	18.000	105	2,139		0.000	0	0	0	213,330
H17/10/02	0	10,000	6	6	18.000	719	0		0.000	0	0	0	243,330
H17/10/04	20,000	0	2	2	18.000	232	232		0.000	0	0	7,142	236,188
H17/10/04	30,000	0	0	0	18.000	0	232		0.000	0	0	0	256,188
H17/10/10	20,000	0	6	6	18.000	846	1,078		0.000	0	0	0	286,188
H17/10/11	20,000	0	1	1	18.000	150	1,228		0.000	0	0	0	306,188
H17/10/12	10,000	0	1	1	18.000	160	1,388		0.000	0	0	0	326,188
H17/10/15	10,000	0	3	3	18.000	497	1,885		0.000	0	0	0	336,188
H17/10/15	10,000	0	0	0	18.000	0	1,885		0.000	0	0	0	346,188
H17/10/30	0	20,000	15	15	18.000	2,634	0		0.000	0	0	0	356,188
H17/11/04	20,000	0	5	5	18.000	840	840		0.000	0	0	15,481	340,707
H17/11/06	20,000	0	2	2	18.000	355	1,195		0.000	0	0	0	360,707
H17/11/16	10,000	0	10	10	18.000	1,877	3,072		0.000	0	0	0	380,707
H17/11/16	0	10,000	0	0	18.000	0	0		0.000	0	0	0	390,707
H17/12/02	0	10,000	16	16	18.000	3,028	0		0.000	0	0	6,928	383,779
H18/01/04	0	20,000	33	33	18.000	6,132	0		0.000	0	0	6,972	376,807
H18/01/10	20,000	0	6	6	18.000	1,073	1,073		0.000	0	0	13,868	362,939
H18/02/01	0	10,000	22	22	18.000	4,154	0		0.000	0	0	0	382,939
H18/02/15	30,000	0	14	14	18.000	2,610	2,610		0.000	0	0	4,773	378,166
H18/02/15	20,000	0	0	0	18.000	0	2,610		0.000	0	0	0	408,166
H18/02/17	10,000	0	2	2	18.000	422	3,032		0.000	0	0	0	428,166
H18/02/20	10,000	0	3	3	18.000	648	3,680		0.000	0	0	0	438,166
H18/02/21	30,000	0	1	1	18.000	221	3,901		0.000	0	0	0	448,166
H18/02/23	10,000	0	2	2	18.000	471	4,372		0.000	0	0	0	478,166
H18/02/27	10,000	0	4	4	18.000	962	5,334		0.000	0	0	0	488,166
H18/03/02	0	10,000	3	3	18.000	737	0		0.000	0	0	0	498,166
H18/03/02	70,000	0	0	0	18.000	0	0		0.000	0	0	3,929	494,237
H18/03/02	10,000	0	0	0	18.000	0	0		0.000	0	0	0	564,237
H18/03/05	0	2,000	3	3	18.000	849	0		0.000	0	0	0	574,237
H18/03/06	20,000	0	1	1	18.000	282	282		0.000	0	0	1,151	573,086
H18/03/09	30,000	0	3	3	18.000	877	1,159		0.000	0	0	0	593,086
H18/03/12	20,000	0	3	3	18.000	921	2,080		0.000	0	0	0	623,086
H18/03/13	10,000	0	1	1	18.000	317	2,397		0.000	0	0	0	653,086

別紙計算書

会員No: 000-000000

ページ

2

(利限版・過払利息充当無)

平成26年12月19日作成

貸付日 入金日	貸付金	入金額	経過 日数	内、 通常 日数	通常 利率 (年・%)	利息	未収利息	内、 遅延 日数	遅延 利率 (年・%)	損害金	未収 損害金	元金充当	元金残高
H18/03/16	10,000	0	3	3	18.000	966	3,363	0	0.000	0	0	0	663,086
H18/03/17	10,000	0	1	1	18.000	327	3,690	0	0.000	0	0	0	673,086
H18/03/19	10,000	0	2	2	18.000	663	4,353	0	0.000	0	0	0	683,086
H18/03/20	10,000	0	1	1	18.000	336	4,689	0	0.000	0	0	0	693,086
H18/03/22	30,000	0	2	2	18.000	683	5,372	0	0.000	0	0	0	723,086
H18/03/22	20,000	0	0	0	18.000	0	5,372	0	0.000	0	0	0	743,086
H18/03/23	20,000	0	1	1	18.000	366	5,738	0	0.000	0	0	0	763,086
H18/03/25	10,000	0	2	2	18.000	752	6,490	0	0.000	0	0	0	773,086
H18/03/28	20,000	0	3	3	18.000	1,143	7,633	0	0.000	0	0	0	793,086
H18/03/29	10,000	0	1	1	18.000	391	8,024	0	0.000	0	0	0	803,086
H18/04/03	0	20,000	5	5	18.000	1,980	0	0	0.000	0	0	9,996	793,090
H18/04/03	30,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	823,090
H18/04/03	20,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	843,090
H18/04/07	10,000	0	4	4	18.000	1,663	1,663	0	0.000	0	0	0	853,090
H18/04/10	10,000	0	3	3	18.000	1,262	2,925	0	0.000	0	0	0	863,090
H18/04/11	30,000	0	1	1	18.000	425	3,350	0	0.000	0	0	0	893,090
H18/04/13	10,000	0	2	2	18.000	880	4,230	0	0.000	0	0	0	903,090
H18/04/14	10,000	0	1	1	18.000	445	4,675	0	0.000	0	0	0	913,090
H18/05/08	0	20,000	24	24	18.000	10,806	0	0	0.000	0	0	4,519	908,571
H18/06/03	0	20,000	26	26	18.000	11,649	0	0	0.000	0	0	8,351	900,220
H18/07/03	0	20,000	30	30	18.000	13,318	0	0	0.000	0	0	6,682	893,538
H18/08/05	0	20,000	33	28	18.000	12,338	0	5	26.280	3,216	0	4,446	889,092
H18/09/01	0	50,000	27	0	18.000	0	0	27	26.280	17,283	0	32,717	856,375
H18/10/06	0	40,000	35	0	18.000	0	0	35	26.280	21,580	0	18,420	837,955
H18/11/04	0	30,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	17,496	0	12,504	825,451
H18/12/06	0	30,000	32	0	18.000	0	0	32	26.280	19,018	0	10,982	814,469
H19/01/04	0	20,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	17,006	0	2,994	811,475
H19/02/02	0	30,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	16,943	0	13,057	798,418
H19/03/05	50,000	0	31	0	18.000	0	0	31	26.280	17,820	17,820	0	848,418
H19/03/05	0	30,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	12,180	836,238
H19/03/12	20,000	0	7	0	18.000	0	0	7	26.280	4,214	4,214	0	856,238
H19/04/06	0	20,000	25	0	18.000	0	0	25	26.280	15,412	0	374	855,864
H19/04/06	0	10,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	10,000	845,864
H19/04/06	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	855,864
H19/05/04	0	30,000	28	0	18.000	0	0	28	26.280	17,254	0	12,746	843,118
H19/06/05	0	30,000	32	0	18.000	0	0	32	26.280	19,425	0	10,575	832,543
H19/06/15	10,000	0	10	0	18.000	0	0	10	26.280	5,994	5,994	0	842,543
H19/07/05	0	30,000	20	0	18.000	0	0	20	26.280	12,132	0	11,874	830,669
H19/07/05	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	840,669
H19/08/04	0	30,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	18,158	0	11,842	828,827
H19/08/15	10,000	0	11	0	18.000	0	0	11	26.280	6,564	6,564	0	838,827
H19/09/07	0	20,000	23	0	18.000	0	0	23	26.280	13,890	454	0	838,827
H19/09/07	0	10,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	9,546	829,281
H19/10/09	0	30,000	32	0	18.000	0	0	32	26.280	19,106	0	10,894	818,387
H19/10/16	10,000	0	7	0	18.000	0	0	7	26.280	4,124	4,124	0	828,387
H19/11/07	0	30,000	22	0	18.000	0	0	22	26.280	13,121	0	12,755	815,632
H19/11/07	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	825,632
H19/12/06	0	30,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	17,239	0	12,761	812,871
H20/01/11	0	30,000	36	0	18.000	0	0	36	26.280	21,052	0	8,948	803,923
H20/01/11	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	813,923
H20/02/10	0	30,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	17,532	0	12,468	801,455
H20/03/06	0	30,000	25	0	18.000	0	0	25	26.280	14,386	0	15,614	785,841
H20/03/06	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	795,841
H20/03/11	10,000	0	5	0	18.000	0	0	5	26.280	2,857	2,857	0	805,841
H20/04/07	0	30,000	27	0	18.000	0	0	27	26.280	15,622	0	11,521	794,320

別紙計算書

会員No: 0000-0000

ページ

3

(利限版・過払利息充当無)

平成26年12月19日作成

貸付日 入金日	貸付金	入金額	経過 日数	内、 通常 日数	通常 利率 (年・%)	利息	未収利息	内、 遅延 日数	遅延 利率 (年・%)	損害金	未収 損害金	元金充当	元金残高
H20/05/07	0	30,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	17,110	0	12,890	781,430
H20/05/07	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	791,430
H20/06/05	0	29,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	16,479	0	12,521	778,909
H20/06/05	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	788,909
H20/07/09	0	30,000	34	0	18.000	0	0	34	26.280	19,259	0	10,741	778,168
H20/07/09	0	5,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	5,000	773,168
H20/07/09	10,000	0	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	0	783,168
H20/08/06	0	30,000	28	0	18.000	0	0	28	26.280	15,745	0	14,255	768,913
H20/09/08	0	30,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	18,219	0	11,781	757,132
H20/09/10	10,000	0	2	0	18.000	0	0	2	26.280	1,087	1,087	0	767,132
H20/10/10	0	30,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	16,524	0	12,389	754,743
H20/10/11	10,000	0	1	0	18.000	0	0	1	26.280	541	541	0	764,743
H20/11/08	0	30,000	28	0	18.000	0	0	28	26.280	15,375	0	14,084	750,659
H20/12/14	0	30,000	36	0	18.000	0	0	36	26.280	19,403	0	10,597	740,062
H21/01/13	0	29,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	15,960	0	13,040	727,022
H21/02/10	0	30,000	28	0	18.000	0	0	28	26.280	14,656	0	15,344	711,678
H21/03/08	0	25,000	26	0	18.000	0	0	26	26.280	13,322	0	11,678	700,000
H21/04/10	0	24,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	16,632	0	7,368	692,632
H21/05/09	0	27,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	14,462	0	12,538	680,094
H21/06/09	0	28,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	15,179	0	12,821	667,273
H21/07/09	0	25,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	14,413	0	10,587	656,686
H21/08/07	0	30,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	13,711	0	16,289	640,397
H21/09/10	0	30,000	34	0	18.000	0	0	34	26.280	15,676	0	14,324	626,073
H21/10/06	0	20,000	26	0	18.000	0	0	26	26.280	11,720	0	8,280	617,793
H21/11/06	0	20,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	13,789	0	6,211	611,582
H21/12/07	0	4,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	4,000	607,582
H21/12/07	0	20,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	13,561	0	6,439	601,143
H21/12/07	0	3,000	0	0	18.000	0	0	0	0.000	0	0	3,000	598,143
H22/01/05	0	22,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	12,489	0	9,511	588,632
H22/02/06	0	24,000	32	0	18.000	0	0	32	26.280	13,562	0	10,438	578,194
H22/03/07	0	22,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	12,072	0	9,928	568,266
H22/04/06	0	22,000	30	0	18.000	0	0	30	26.280	12,274	0	9,726	558,540
H22/05/07	0	23,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	12,466	0	10,534	548,006
H22/06/14	0	27,000	38	0	18.000	0	0	38	26.280	14,993	0	12,007	535,999
H22/07/21	0	30,000	37	0	18.000	0	0	37	26.280	14,279	0	15,721	520,278
H22/08/25	0	25,000	35	0	18.000	0	0	35	26.280	13,111	0	11,889	508,389
H22/09/25	0	25,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	11,347	0	13,653	494,736
H22/10/28	0	24,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	11,754	0	12,246	482,490
H22/12/01	0	24,000	34	0	18.000	0	0	34	26.280	11,811	0	12,189	470,301
H22/12/28	0	33,000	27	0	18.000	0	0	27	26.280	9,142	0	23,858	446,443
H23/01/30	0	25,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	10,607	0	14,393	432,050
H23/03/02	0	25,000	31	0	18.000	0	0	31	26.280	9,643	0	15,357	416,693
H23/03/28	0	20,000	26	0	18.000	0	0	26	26.280	7,800	0	12,200	404,493
H23/05/02	0	25,000	35	0	18.000	0	0	35	26.280	10,193	0	14,807	389,686
H23/06/03	0	21,000	32	0	18.000	0	0	32	26.280	8,978	0	12,022	377,664
H23/07/06	0	22,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	8,973	0	13,027	364,637
H23/08/04	0	20,000	29	0	18.000	0	0	29	26.280	7,613	0	12,387	352,250
H23/09/06	0	22,000	33	0	18.000	0	0	33	26.280	8,369	0	13,631	338,619
H23/10/12	0	24,000	36	0	18.000	0	0	36	26.280	8,777	0	15,223	323,396
H23/11/16	0	849,058	35	0	18.000	0	0	35	26.280	8,149	0	840,909	-517,513
合計額	1,270,000	2,804,858			0							1,787,513	